

2019（平成31）年2月18日、仙台高等裁判所において、 避難者訴訟第1陣の（第2回）控訴審が開催されました。

まず、裁判所入り口までデモ行進をしました。控訴審は、裁判所1階の101法廷で行われ、残念ながら今回の傍聴席は満杯ではなかった。

法廷内では最初は原告団による意見陳述、代理人による意見陳述を行いました。

（責任論：弁護士 高橋力）

責任論では、前回の期日で、控訴理由書に基づき、1審判決の不当性を全般にわたって主張を行いました。今回の準備書面では、東電の過失の有無の判断の前提となる「予見の対象」の議論を改めておこないました。

私たちは、この「予見の対象」について、1審で、東電は、「全交流電源喪失をもたらし得る程度の地震及びこれに伴う津波が発生すること」、より具体的には「O. P. +10メートルを超える津波の到来」が予見できれば、これを回避すべき義務があったはずだと主張してきました。本裁判以外の各地での地方裁判所の判断は、この「予見の対象」については、私たちの主張のと通りの認定をしました。

ところが、本裁判の1審判決だけは、私たちの主張をとらず、実際に発生した「本件津波」が「予見の対象」であるとしたのです。

この予見の対象の議論は、東電の過失及び悪質性の判断の大前提になるものなので、今回、あえて、この点についてピックアップして、再度主張を行いました。

理屈で考えれば、仮に今回の規模の津波は予測しえなかったとしても、原発が立地するO. P. +10メートルを超える津波の到来が予見できれば、原発の交流電源が喪失し、今回のような重大事故の発生が予測しえたのですから、東電はその対策をとるべきだったのですし、その対策をとっていれば今回のような事故はおこらなかったのですから、やはり、東電の落ち度は重いといわざるを得ないのです。

今回の主張で、さすがに高等裁判所では、1審の判断を再検討せざるを得ないと思います。

今回は、「全交流電源喪失をもたらし得る程度の地震及びこれに伴う津波が発生すること」が予見できたこと及び結果回避できたことについて、最新の検討結果に基づき主張する予定です。

(損害論：弁護士 山田大輔)

現在、控訴審では、一審判決の賠償額の金額の妥当性について、私たち一審原告らと一審被告東京電力が主張しあっています。

一審被告は、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針等で決められた基準が、「合理的な賠償基準」であり、一審原告らには、一審被告が賠償した以上の損害は発生していないと主張しています。

それに対し、私たちは、原陪審自らが、中間指針等を「最低限度の基準」であると言及しており、原陪審が「避難による慰謝料」「帰還困難慰謝料」として賠償すべきとした内容は、一審原告らが請求する「避難慰謝料」「故郷喪失慰謝料」のごく一部の要素しか含まれておらず、金額的にも最低限度であることを明らかにしております。そして、控訴審では、一審判決の賠償額を増額することを求めています。

紙面の関係上、詳細な内容をご報告することはできませんが、ご興味がある方は控訴審準備書面（2）や意見陳述書をご参照いただければと思います。

(準備書面（3）—請求方法論：弁護士 米倉勉)

原告側の弁論の3つ目は、「請求方法論」という論点です。準備書面（3）として、「一審原告らの請求方法に対する原判決の理解の誤り」という書面を提出し、その概要を陳述しました。

公害訴訟・薬害訴訟においては、損害賠償請求の方法論という必要な論点があります。被害の深刻さに加えて、大規模な集団訴訟であることから、普通の裁判のような区々の請求には馴染まないのです。そこで、「包括請求」とか「一律請求」という様々な請求方式が工夫されて、積み重ねられてきました。

本件では、地域住民全体が長期的な避難を強いられ、「地域社会生活の破壊」と

いう前例のない被害を生じました。そこで本件では、①「部分的な包括請求」と、②最低限の損害額としての「一律請求」という、新しい請求方法を工夫しています。原告毎に異なる被害の内容を論証しつつ、「地域生活利益」の喪失という被害を総合的に評価し、十分な損害算定を実現しようという試みです。